

令和8年度 带状疱疹予防接種の実施について

1. 実施期間 令和8年7月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

2. 対象者 津幡町内に住民票があり、今年度下記に該当する方

- (1) 令和8年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する者。
- (2) 満60歳から満65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

お一人につき、生涯1度きりの助成です。

3. 委託単価（消費税含む）

被接種者	水痘ワクチン	带状疱疹ワクチン
費用徴収者	5,500円	14,700円／回
費用免除者	7,800円	21,000円／回

4. 本人負担額 水痘ワクチン：2,300円

带状疱疹ワクチン：6,300円/回

※本人負担なしの場合は接種券に「自己負担免除」の赤印あり

5. 請求方法

○請求書に必要事項を記入し、1か月ごとに接種された方の接種券兼予診票を同封のうえ、

毎月10日までに請求書送付先までご送付ください。

請求最終月（令和9年3月分）の提出期日：令和9年4月5日（月）

※期日を過ぎる場合は津幡町健康推進課（電話：076-288-7926）までご連絡ください。

6. 注意事項

※「予防接種のお知らせ」の下段に予防接種済証がありますので、医療機関が記入し、必ずご本人にお渡しください。

（ご本人の持参がない場合にも、同封した「予防接種のお知らせ」の予防接種済証をご記入の上、必ずお渡しいただくようお願いいたします。（町ホームページにも添付しております。）

※予防接種予診票の医師署名等、記入漏れの無いようにお願いします。

【問合先】津幡町健康推進課 感染症予防係 電話：076-288-7926